

## ② 根拠法令

根拠法令は、デクレトレッジ2001年第151号第32条、全国社会保障機関2000年6月6日通達第109号、労働省通達2000年7月19日付け第53号、全国社会保障機関2003年1月17日通達第8号などである。

## ③ 制度の対象者及び要件

制度の対象者及び要件は、子どもが満8歳に達するまでの両親である。

## ④ 休暇期間

子ども1人について、その子どもが8歳に至るまで、両親は合計して10か月(父親が3か月以上連続して休暇権を行使する場合には11か月)を超えない範囲で、任意の期間休暇を取得する権利を有する。

母親については、出産休暇((2)参照)を終えた後、引き続き6か月を超えない期間の育児休暇を取得できる。

父親については、子どもが出生してから、6か月を超えない期間を取得できる。ただし、父親がこの権利を3か月以上連続して行使する場合には、この期間は7か月に延長することができる(連続した育児期間をできるだけ取得可能とする配慮と考えられる)。

親が一人親の場合は、10か月を超えて取得できない。

合計期間の範囲内であれば、この休暇は連続して取得することも、断片的に取得することもできる。

父親、母親とも、もう一方の親がこの権利を有しているかどうかにかかわらず、この権利を行使することができる。また、父親・母親が同時に各人の休暇権を行使することが可能である。

## ⑤ 手続

この休暇の取得を希望する両親は、休暇を取得する15日前までに事業主に対し休暇期間を特定した上で所定書式を全国社会保障機関及び事業主の両者に提出しなければならない。

休暇を複数回に分割して取得しようとする場合は、その都度提出する必要がある。

## ⑥ 休暇中の手当(賃金)の取り扱い

両親休暇期間中は、賃金の30%相当額が全国社会

保障機関から支払われる。まず事業主が労働者に支給し、事後的に事業主が全国社会保障機関に請求する。

## (5) 日々の休息(Riposi giornalieri)

## ① 概要

母親労働者は子どもが満1歳になるまで、育児のために、有給で1日一定時間、育児のために職場を離れる時間が認められ、帰宅して子どもの面倒をみることができる。この時間は労働時間とみなされる。

母親が授乳するための時間と考えることができる。

前述の出産休暇、父親休暇のような「強制的労働抑制」が、事業主に対してだけでなく、労働者に対しても労働に就くことを抑制するよう強制しているのとは異なり、事業主が労働者に対して与える「休暇(恩暇)」(Permesso)であるため、労働者が請求した場合にのみ事業主は休暇(休息)を付与すれば足りる。

介護休暇(congedi di cura)ともいう。

## ② 根拠法令

根拠法令は、1971年法律第1204号「母親労働者保護法」、2000年法律第53号「父性と母性の支援、介護と訓練の権利、都市時間の調整法」第13条、2001年デクレトレッジ第151号第39条から第41条まで、全国社会保障機関2000年6月6日付通達第109号である。

## ③ 制度の対象者及び要件

母親労働者は、子どもが1歳に達するまで、有給の「日々の休息」を受ける権利を有する。休息時間中は、企業外に出ることも可能である。この休暇の時間帯は、労働時間とみなされる。

休息時間は、1日当たり労働時間が6時間以上の場合、1日2時間(1時間の休息2回)、1日当たり労働時間が6時間未満の場合、1日1時間(休息1回)である。

次の要件を満たす場合は、父親労働者についても、同様にこの休息を取得する権利を有する。

- ・母親が労働者でないとき。
- ・子どもの養育を父親が1人で行っているとき。
- ・母親労働者がこの権利を自己の選択で行使しない場合や、母親が従属的労働者でなく、この権利を有していない場合(ただし、出産休暇又は両親休暇を取

得中のために、母親がこの権利を行使しない場合を除く。)

- ・ 母親が死亡又は重病であるとき。  
なお多重出産の場合には、出生子の数とは関係なく、一律に1日当たりの休息取得可能時間が2倍になる。

#### ④ 手 続

女性労働者の場合、事業主に日々の休息時間を取得することを届け出る。一方、父親労働者が取得する場合は、必要な証明を添えて事業主と全国社会保障機関双方に対して申請を行う必要がある。

#### ⑤ 日々の休息に係る給付

休息中の賃金の全額を国が負担する(まず事業主が労働者に支給し、事後に事業主がその分を全国社会保障機関に対し請求する)。

#### (6) 勤務時間等に配慮する短縮の制度

法制度としては、日々の休息以外の制度は存在しない。

しかし、2000年法律第53号(「母性と父性の支援のため及び育児・介護及び訓練の権利と、都市での時間の調整のための措置」)によって、① 8歳までの子を有する父親労働者又は母親労働者のために、労働時間を柔軟化したり、労働態様を変更したり、パートタイム労働化したり、テレワークを導入したり、事業所出退時間を柔軟化したりする、② (長期)休暇の後に労働者の職場復帰対応のための訓練を実施する、などの措置を、労使で協約・協定を結び実行に移した事業主に対して、雇用基金(Fondo per l'occupazione<sup>(147)</sup>参照)から、最大で年間400億リラ(2000年当時の金額で約20億円)までを用意し、助成することとされている。

この法律を受けて、2001年5月15日付け労働社会保障省省令で、2000年に400億リラ、2001年に400億リラの支出額が確保された。

こうして法制度は整備されたが、これに応じて、実際に事業主が労働時間の柔軟化などの勤務時間に配慮した措置を行ったかどうかについては資料がなく、また助成の手続き・実績についても不詳となっている。

イタリア最大の経営者団体で日本の日本経団連に

相当するコンフィンドウストリアでも、そのような企業は把握していないとしている。

また、コンフィンドウストリアは、イタリアの事業主の賃金以外費用の負担が既に巨額になっていることを挙げ、こうした育児に配慮した勤務時間の短縮を政府が事業主の負担で行わせるようなことになるとしたら、強く反対するとしている。コンフィンドウストリアによると、企業の税負担は、国内総生産の4.1%と、欧州連合平均の2.8%より重く、また企業の雇用する労働者のための社会保障負担は、国内総生産の9.1%と、欧州連合平均の6.3%より重く、これ以上のさらなる企業負担は、外国におけるイタリア企業の競争力に悪影響を及ぼすという。

一方、労働組合(イタリア労働総同盟、CGIL; Confederazione Generale Italiana del Lavoro<sup>(148)</sup>)によれば、一部の企業(家具の販売チェーン店で本社スウェーデンの株式会社イケアなど)が、育児中の母親労働者に配慮した勤務時間の短縮制度を備えているとしている。

#### (7) 子どもの病気に係る休暇(congedi per la malattia del figlio)

##### ① 概 要

子どもが病気の場合に、介護をするために休暇を取得できる。

##### ② 根拠法令

根拠法令は、2001年デクレトレッジエ第151号第47条である。

##### ③ 休暇対象者及び要件

休暇対象者及び要件は、8歳未満の子どもを持つ親である。

##### ④ 休暇期間

子どもが満3歳に達するまで、親は、もう一方の親が介護できる状況にある場合などを除き、際限なく休暇を取得できる。

子どもが3歳から8歳までの間は、親1人につき年間5日間を上限とする。

## ⑤ 手続

この休暇の取得を希望する両親は、医師の証明を添えて事業主に届け出る必要がある。

## ⑥ 休暇中の給付

休暇中は無給であり、国からの給付もない。

## (8) 事業主の義務

## ① 差別禁止(2001年デクレトレッジ第151号第3条)

妊娠している、あるいは母親であるという理由で労働者に雇用上の差別を行うことは禁止されている。

## ② 妊娠している労働者の労働条件(2001年デクレトレッジ第151号第6、7、11、12条)

事業主は、妊娠している労働者のために、出産の前後に保護を与え、妊娠中の労働をより楽にすることを奨励されている。母親労働者に係る保護は、妊娠開始から子どもが7か月に至るまで継続する。

また、母親労働者を運輸業、重量物の持上げ、危険な職務、体力を消耗させる職務、不衛生な職務に従事させてはならない。

## ③ 夜間労働禁止(2001年デクレトレッジ第151号第53条)

妊娠中及び出生した子どもが1歳に至るまで、職務態様にかかわらず、女性を夜間24時以降6時まで労働させることは禁じられる。

このほか、事業主は、次の者に係る夜間労働を義務づけてはならない。

- ・3歳未満の子どもを養育する母親労働者又は母親の代わりに子どもの養育にあたる父親労働者。
- ・母親又は父親労働者であって、単親として12歳未満の子どもを養育している労働者。

## (9) 雇用上の地位の保障

## ① 概要

出産や子どもの養育に関して、父親労働者及び母親労働者は、特別の権利を認められている。

出産休暇・父親休暇(強制的労働抑制)、両親休暇・日々の休息(任意的労働抑制)、子どもの病気に係る休

暇を取得した者について、休暇取得前の雇用上の地位が保障されている。

出産前後の解雇のみならず、任意的労働抑制、子どもに係る病気介護休暇の取得を要求したり、あるいは取得したことを理由とする解雇も無効と規定している。

## ② 根拠法令

根拠法令は、2001年デクレトレッジ第151号第54条、第56条である。

## ③ 解雇禁止規定

母親労働者に関して一般に解雇禁止、父親労働者に関して一定の場合に解雇禁止を規定している。

母親労働者については、妊娠開始から、子どもの出生後満1歳に至るまで解雇が禁止される。解雇禁止期間の始期は、妊娠を証明する書類での出産予定日を300日遡った日と推定される。

父親労働者については、父親休暇を取得したとき、当該休暇期間中から、子どもが満1歳に至るまで、解雇が禁止される。

事業主が解雇したとしてもその解雇は無効とされる。

なお、労働者に「重大な過失」(colpa grave<sup>(註9)</sup>)があるなど雇用関係を解消することに正当な事由がある場合、企業活動の中止の場合等には、解雇禁止の規定が適用されない。

## 5 保育サービス

## (1) 概要

イタリアでは、希望者がすべて入所できるほど保育サービス整備が進んでいないと考えられる(入所待機者の公的統計がないので断言はできないものの、例えば2001年には、ローマ市の市立保育所が148か所まで収容人員は8,242人であったところ、入所希望者数は、11,229人と収容人員を上回っているし、表1-29の入所待ちリスト者の数が示すように、全国では需要が供給を上回っていると考えられる)。

3歳未満の子ども全体に対する公的・私的保育所入所者定数の割合は全国で約6%であるとされ、このため多くの親が子どもの保育に関して、親族の助けに大きく依存しているといわれている。

(2) 施設サービス(保育所(asili nido))

① 概要

イタリアにおける保育所は、ファシズム期に全国母子機構(ONMI；干拓事業、植民地開拓などを進め、社会改革をめざしたムッソリーニが、社会の低辺層の生活向上のために、社会政策の一環として1925年に創設した機関。同機関は、母親労働者の権利の保護、不正に行われる育児に対する規制など、育児に係る監督機関としての役割も果たした)によって全国展開された公立保育所が出发点となった。

1971年法律第1044号において、公立保育所は「女性の就労を容易にし家庭を援助するため」のものと定義された。この法に基づき、各州が州法により保育所に関する基準を設け、計画を策定し、財源を確保してこれを整備し、市町村がその運営を行うこととされた。1971年第1044号法によって、1975年までに全国で約3,800の公立保育所の整備が目標とされたが、実際に整備された保育所は目標を大きく下回った。

1991年から私立保育所が認められるようになり、次第に増加している。

また、慢性的な保育所不足に対処するため、中央政府は1997年法律第285号により、新規保育所の設置等に資する約9,000億リラ(当時約450億円)の追加財政措置を講じ、地方(コムーネ)を支援している。

近時、地方の公立保育所などで、保育時間帯の延長、対象時年齢の拡大等の試みが、見られる。

② 管理運営主体

公立保育所は、市町村が管理・運営を行っている。私立保育所は、教会や企業が運営している他、近年では労働組合、集合住宅や私立学校による運営が行われている。

③ 財源・料金

公立保育所の開設費用については、国が州政府を経由して市町村に助成している。助成金額は、2002年に5000万ユーロ、2003年に1億ユーロ、2004年に1億5000万ユーロと最近増大している。

料金は、親の所得に応じて決められ、低所得者や失業者の子どもは無料で預けることができる。

ボローニャ市(エミリア ロマーニャ州の州都。人口約40万)の各種保育所の料金の例は、表1-27のとおりである。

〈表1-27〉 ボローニャ市保育所(市立、民営双方) 保育料金表(2003年、1か月当たり)

(ユーロ)

世帯年間所得(注)	月～金営業の保育所		幼児スペース
	フルタイム 保 育 所	パートタイム保 育所(食事付き)	
0～516.96	0	0	0
516.97～1,162.53	15.49	11.62	3.10
1,162.54～1,549.88	20.66	15.49	4.13
1,449.89～1,937.22	25.82	19.37	5.16
1,937.23～2,324.56	30.99	23.24	6.20
2,324.57～2,711.91	36.15	27.11	7.23
2,711.92～3,099.25	41.32	30.99	8.26
∫	∫		
10,071.43～10,458.76	139.44	104.58	27.89
10,458.77～10,846.10	144.61	108.46	28.92
∫	∫		
14,719.54～15,106.87	201.42	151.06	40.28
15,106.88～15,494.21	206.58	154.94	41.32
∫	∫		
20,142.34～20,529.67	273.72	205.29	54.74
20,529.68～20,917.01	278.89	209.17	55.78
∫	∫		
25,952.48～26,339.81	351.19	263.39	70.24
26,339.82～26,726.64	356.36	267.27	71.27
26,726.65～	361.52	271.14	72.30

資料出所 ボローニャ市ホームページ

(注) 世帯年間所得とは、家族単位でその家族の経済状況を把握するために計算上求められた金額で、各種社会手当の支給の際の計算の基礎となる。

④ 利用資格

入所対象は生後3か月から3歳未満の幼児である。入所は、保育所の空き状況、親の所得・家族構成によって総合的に判断される。

⑤ 利用状況

1992年の保育所の数は、2,326か所、うち公立保育所が2,180か所(定数97,564人)、私立保育所が146か所(定数約5,000人)であった。

2003年の保育所は公私立合計で3,008か所(うち私立604か所；全体の構成比20.1%)となっていて、保育所全体に占める私立保育所の割合は、全体の1割

弱(1992年)から全体の約2割(2003年)までに伸びている。

エウリスペス(EURISPES。エウリスペスは、1982年に設立され政治・経済・社会・訓練の問題についての研究機関であったIspes (Istituto di Studi Politichi Economici e Sociali。政治経済社会研究機構)が、1993年に改組されてできた、営利を目的としない学術研究機関である。ローマにあって、アンケート調査などを行っている)が2003年に行った調査によると、私立保育所の保育所全体に対する比率がもっとも高いのは、ボルツァーノ自治県で43.7%、ヴェネト州で52.2%、カンパーニャ州で52.9%、カラブリア州で45%などとなっている。

また同調査では、保育所の空き待ち幼児が多く、全国では入所希望幼児の3人に1人(32%)が入所待ちの状態とされる。入所希望幼児全体に占める入所待ち幼児の割合を地域別でみると、トレンティーノアルトアディジェ州で約60%、リグリア州で55.8%、ヴァレダオスタ州で51.7%などで高くなっている。こうした50%以上の州では、入所待ちの幼児数が、入所を認められる幼児数を上回っているということになる。他の州でも、ヴェネト州で41.5%、フリウリヴェネツィアジュリア州で37.8%、トスカナ州で34.9%、ラツィオ州で36.5%、サルデーニャ州で33.7%などと高くなっている。

実際の保育所の設置状況について一部を示すと、ピエモンテ州(伊北西部、人口約430万人、州都トリノ)とボルツァーノ(自治)県(伊北東部、人口約46万人、県都ボルツァーノ)での保育所の設置状況は、それぞれ表1-28、表1-29のとおりである。

労働組合(CGIL)は、私立保育所に関して、従前は私立制度そのものにも反対の態度であったが、近時はその有用性を評価して、保育内容が地域(の公立)保育所の保育内容に沿っているものであれば、積極的に認めていきたい、としている。

⑥ 幼児スペース(spazi bambini)

幼児の保育の増進を図るために制定された「乳幼児の権利と機会増進の規範」法(1997年法第285号)を受けて、各州が新しい保育施設の整備を開始している。

例えば、イタリア中部のエミリアローマニャ州では、

〈表1-28〉ピエモンテ州保育所の実態(1999~2000年)

県名	① 保育所数		② 入所定数	③ 1999年末時点の0~2歳人口	④ ②/③×100(%)
	市町村立	民間			
トリノ	96	40	6,830	44,600	
アレサンドリア	18	3	836	7,456	
アスティ	8	0	383	3,798	
ビエッラ	18	3	755	3,336	
クーネオ	9	4	576	12,272	
ノヴァラ	25	4	1,053	6,802	
ヴェルバニア	9	1	410	3,399	
ヴェルチェッリ	12	1	434	3,286	
計	251		11,277	103,366	10.9
	195	56			

資料出所 ピエモンテ州政府社会政策局保育課

〈表1-29〉ボルツァーノ自治県内保育所の実態(1999~2000年)

コムーネ名	① 保育所数				計
	ボルツァーノ(ボーツェン)	プレッサノネ(プリクセン)	ライプス(ライファース)	メラノ(メラン)	
① 保育所数	10	1	1	1	13
② 収容能力	371	49	60	60	540
③ 0~2歳児人口に対する②の比	14.2	7.6	11.7	6.4	3.4
④ 入所申込者数(12月31日時点)	365	47	45	59	516
⑤ 入所待ちリスト幼児者数	222	-	41	57	320
⑥ 保育所職員数	91.7	8.1	9.8	15.0	124.6

資料出所 ボルツァーノ県統計局(ASTAT)「2003年統計年鑑」

(注) ⑥に小数点の数値があるのは、パートタイム労働者の職員について、フルタイム労働者の労働時間を1人としたときの人数で計上しているため。

「幼児のための保育サービスの問題のための規範」(2000年州法第1号) (“Norme in materia di servizi educativi per la prima infanzia”)により新しい保育施設制度「幼児スペース」を導入した。これは、開園時間帯の点、機能がより限定的である点、食事の提供がない点、幼児のお昼寝の時間がない点などで、パートタイム保育所と区別している。

しかし行っている内容は保育所であり、簡易版保育所と考えることができる。

この幼児スペースは、生後12~36か月の幼児を受け

入れ、1日当たり5時間未満の保育を行う施設である。昼食及び昼寝の時間はない。

例えばラヴェンナ市(エミリアロマーニャ州内。人口約14万人、県庁所在地)には当該施設が1件ある。

他の地方自治体、例えばローマ市でも、保育所不足解消のために、マイクロ保育所、幼児スペースが設置されている。

こうした施設については、一般の保育所では施設・職員の整備が大がかりなものとなって、開園時間など小回りが利かない(多くの保育所は17時30分には閉園する。例えばピエモンテ州では長時間開園タイプの保育所は、7時30分から17時30分まで開園し、短時間開園タイプの保育所は、7時30分から14時30分まで開園となっている)弊害を避ける意味合いもあると考えられる。

民間の業者で都市部を中心に同様のサービスを実施しているところがあり、「ベビーパーキング」などと呼ばれる。

### (3) 保育所整備を行う事業主に対する助成

政府は、保育所の整備を推進するため、2003年1月から、職場内に保育所や小型保育所(asilo nido, micro-nidi)を設置する事業主に対する助成制度を創設した。

内容は、12万5000ユーロを上限として、最高で建設費の8割までを国が補助し、補助金の半額を建設後8年間で返還させるという制度である。

約200の事業主が申請しているが、マイクロソフト、IBM、イケア、オリヴェッティなど、大企業・外国企業が多い。

本制度においては、事業主の申請手続は国に対して行われることになっている。

伊労働社会政策省雇用均等未成年者局(Direzione

### 母親の要望

ツーリズムドマーニが、2003年にヴェネト州東部の観光・文化産業に従事している(た)母親を対象に行った調査によれば、3歳未満の乳幼児を保育している母親が必要としている支援は次のとおりとなっている。

Generale Tematiche Familiari Sociali e tutela dei Diritti dei Minori)の担当官によれば、「イタリアの企業は、これまで職場内に保育所を置くことをあまり考えてこなかった」が、そのような事業主の考えを改め、企業に(育児などに係る)社会的責任をより自覚してもらうことが、この制度発足の目的の1つである。

### (4) 在宅サービス(ベビーシッター)

民間の業者でベビーシッター紹介などのサービスを実施しているところがある。

政府は、保育サービスの多様化のため、2001年からは保育のために家庭労働をベビーシッターなどに外注した場合、年間1,550ユーロまでを所得税控除(所得税確定申告に当たっての税額計算式における「所得」の計算からその分を差し引くもの。共和国大統領令1986年12月22日917号第10条第2号に記述されている。大統領令には300万リラと記述されていて、正確には1549.37ユーロ)の対象にしている。

ベビーシッターの利用実績は統計がないため不詳だが、例えば観光業に従事する、3歳未満の乳幼児を抱える母親に対し、保育上の問題点・要望などを調べたインタビューでは、「保育に関して、保育所などを利用している」が21%、「祖父母に依頼している」が32%、「自分たち両親で行っている」が41%、「ベビーシッターを利用している」が6%という結果がある(ツーリズムドマーニ(TURISMODOMANI<sup>(10)</sup>)が、2003年に、関係市町村、CGIL ヴェネツィアからの協力を得てヴェネト州東部で実施したインタビュー調査結果による)

なおベビーシッターに関して、国や州、県、コムーネによる資格制度は存在しない。

希望する支援	%
労働時間の柔軟化	38
もっと経済的な保育サービス	38
労働時間の短縮	35
高齢者・障害者の介護に係る支援	24
パートナー(配偶者)のより大きな支援	15
家事・育児支援	9
より柔軟な保育サービス時間	6
(パートナー以外の)家族の支援	3

重複解答